

## 手荷物一時預かり利用規約

### (総則)

- 第1条 この手荷物一時預かり利用規約（以下「本規約」といいます。）は、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する手荷物の一時預かりサービス（以下「本サービス」といいます。）について、必要な事項を定めるものです。
- 2 本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、あらかじめ本規約に同意したものとみなします。
  - 3 本規約に規定のない事項については、本サービスの提供場所での案内、法令又は一般の慣習によります。
  - 4 当社は、本規約を随時変更ができるものとします。この場合、変更後の本規定は、利用者が第7条の規定により本サービス利用の申込みをしたときに、その効力を生じるものとします。

### (取扱時間)

- 第2条 本サービスの取扱時間は、本サービスの提供場所に掲示する時間とします。

### (手荷物の大きさ及び重量)

- 第3条 本サービスにおいて、お預かりできる手荷物は、長さ、幅、厚さの合計が170 cm以下、重量30 kg以下とします。ただし、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャディバック若しくはこれに類する物又はスキー板、スキーザック若しくはこれらに類する物はこの限りではありません。

### (お預かりできないもの)

- 第4条 次の各号に掲げるものを内容品とする手荷物については、本サービスのご利用はできません。
- (1) 火薬類その他危険品、臭気を発するもの又は不潔な物品等他の手荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
  - (2) 現金、宝石・貴金属等の貴重品及び有価証券類
  - (3) 外装及び内容品の価格の合計が30万円を超えるもの
  - (4) 動物、植物、魚介類
  - (5) 腐敗又は変質しやすいもの及び保冷を必要とするもの
  - (6) 銃砲刀剣類
  - (7) 法令又は条例により移動、頒布又は所持等が禁じられているもの
  - (8) その他当社が本サービスの提供に適さないと認めるもの

### (利用の拒絶)

- 第5条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用をお断りします。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。
  - (2) 利用者が次に掲げるものであるとき。
    - ア 暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
    - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

- ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき。
- エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者であると認められるとき。

#### (料金)

- 第6条 利用者は、次条に規定するところにより手荷物を預ける場合、当社が指示するところにより1個につき600円を現金で支払うものとします。
- 2 利用者は、第8条第3項に規定するところにより手荷物を預けた日の翌日以降に引渡しを受けるときは、1日につき前項に規定する金額を現金で支払うものとします。
  - 3 第1項に規定する料金には、消費税及び地方消費税を含むものとします。

#### (手荷物のお預かり)

- 第7条 当社は、前条第1項に規定するところにより料金の支払いを受けたときは、手荷物受取証(控)を発行します。
- 2 利用者は、当社の指示するところにより手荷物受取証(控)に氏名その他必要事項を記入し、手荷物に添えて当社に本サービスの利用を申し込むものとします。
  - 3 当社は、前項の申込みに応じて手荷物を預かったときは、利用者に手荷物受取証を交付します。

#### (手荷物の引渡し)

- 第8条 当社は、利用者から手荷物受取証の提出を受けたときは、当該手荷物受取証に対応した手荷物を引き渡します。
- 2 利用者は、手荷物受取証を紛失したときは、正当権利者であることを証明するに足りる書類を提示し、手荷物の引渡しを請求するものとします。この場合、当社が正当権利者であることを確認できないときは、手荷物を引き渡さないものとします。
  - 3 荷物の引渡しは、第2条に規定する取扱時間内に限るものとし、取扱時間内に手荷物の引取りがない場合は、翌日に引き渡すものとします。
  - 4 前条に規定するところにより当社が利用者から手荷物を預かった日の翌日から起算して10日以内に手荷物の引取りがない場合は、利用者が手荷物に関する権利を放棄したものとみなし、当社において手荷物を処分するものとします。この場合において、当社は手荷物を売却することができるものとし、その代金を第6条に規定する料金その他手荷物の処分に要する費用に充当するものとします。

#### (当社の賠償責任)

- 第9条 当社の手荷物に対する責任は、当社が利用者から手荷物を預かったときに生じ、また当社が利用者に手荷物を引き渡したときに終了するものとします。
- 2 当社の取扱中、当社の責に帰すべき事由により生じた手荷物の滅失又はき損により生じた損害については、手荷物1個につき30万円までを責任限度額とし、手荷物の価格を基準として滅失又はき損の程度に応じ責任限度額の範囲内で実損額を賠償します。ただし、当社と利用者との間の本サービスに関する契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社の故意又は重過失によって利用者が生じた損害については、この限りではありません。なお、当社は、第4条に規定するものを含む手荷物については、滅失又はき損その他一切の損害について賠償責任を負わないものとします。
  - 3 前項前段の規定による賠償金の請求は、書面によるものとし、本サービスを提供する当社の郵便局でのみ受け付けます。なお、当社は、本項本文の賠償金請求に応じる場合、日本国内の当社の郵便局(当社が定める郵便局に限ります。)において円貨で賠償します。
  - 4 第2項前段の規定による賠償金の請求権は、利用者が、当社から手荷物の引渡しを受けた日又は当社から手荷物の紛失に関する通知を受けた日の翌日から起算して1年間これを行わないこ

とによって消滅するものとします。

(料金の返還)

第 10 条 当社は、利用者が、第 6 条第 1 項に規定するところにより料金を支払った後、第 7 条第 3 項に規定するところにより手荷物受取証を交付するまでの間に、本サービスの利用の中止を申し出たときは、支払を受けた料金を返還するものとします。この場合において、当社が指示したときは、利用者は、当社の指定する書面を提出するものとします。

2 当社は、前条第 3 項に規定するところにより賠償金を支払う場合は、第 6 条に規定するところにより利用者が支払った料金を円貨で返還するものとします。

(危険品等の処分)

第 11 条 当社は、預かった手荷物が、第 4 条に規定するもの（同条(2)及び(3)に規定するものを除きます。）を内容品とすることを知ったとき又は危険を回避する必要があると認めたときは、本サービスについて生じうる損害を防止するため、当社が預かった手荷物を処分することができるものとします。

2 前項の規定による処分に要した費用は、利用者が負担するものとします。

(免責事由)

第 12 条 当社は、預かった手荷物について、次の各号に掲げる事由のいずれかによる滅失又はき損等の損害については、賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災事変等の不可抗力
- (2) 手荷物の欠陥、自然の消耗
- (3) 司法権等の発動による、関係官公署からの押収又は証拠品としての提出
- (4) 手荷物受取証の紛失又は盗用
- (5) その他当社の責に帰さない事由

(利用者の賠償責任)

第 13 条 利用者は、故意、過失又は本規約の違反により、当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 本サービス提供のため、当社が知り得た利用者その他の個人情報については、本サービスの遂行のために使用するものとします。

(準拠法)

第 15 条 利用者と当社との本規約に基づく契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第 16 条 本規約に関し、利用者と当社との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2017 年 12 月 1 日 制定・実施